福井県立大学保健・学生相談センター規程

平成２１年４月１日
公立大学法人福井県立大学規程第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第１０号）第２１条第２項の規定に基づき、保健・学生相談センターの組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第２条　保健・学生相談センターは、次に掲げる業務を行う。

（１）保健企画に関すること。
（２）健康管理に関すること。
（３）健康相談に関すること。
（４）生活相談に関すること。
（５）修学支援（合理的配慮）に関すること。
（６）その他、学生生活全般にかかる相談・支援に関すること

（保健・学生相談センター長等）

第３条　保健・学生相談センターに保健・学生相談センター長（以下「センター長」という。）を置く。

２　センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

３　副センター長は、センター長が、関係する学部長等の意見を聴いた上で、医師の資格をもつ教員のうちから指名する。

（保健・学生相談センター運営会議）

第４条　保健・学生相談センターに、保健・学生相談センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

２　運営会議は、保健・学生相談センターの運営に関する重要事項を審議する。

３　運営会議は、次の構成員をもって組織する。

（１）センター長
（２）副センター長
（３）各学部の教員　１人（キャンパスが異なる学科がある場合は、学科ごとに１人）
（４）保健管理および学生相談またはその関連分野を専門とする教員　２人以内
（５）センター長が指名する事務職員　若干名

４　前項第３号および第４号に掲げる構成員は、それぞれ各学部長の推薦に基づき、学長が任命する。

５　第３項第４号に掲げる構成員は、センター長が、関係する学部長等の意見を聴いた上で指名し、学長が任命する。

６　第３項第３号から第４号に掲げる構成員（以下「選出構成員」という。）の任期は、２年とする。ただし、補欠の選出構成員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

７　選出構成員は、再任されることができる。

８　運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

９　議長は、構成員以外の者を運営会議に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。

（保健管理室および学生相談室）

第５条　保健・学生相談センターに保健管理室および学生相談室を置く。

２　保健管理室および学生相談室は、運営会議の方針に沿い、保健・学生相談センターの業務を行う。

３　保健管理室および学生相談室は、永平寺キャンパス、小浜キャンパス、あわらキャンパスおよびかつみキャンパスに置き、それぞれ永平寺キャンパス保健管理室および学生相談室、小浜キャンパス保健管理室および学生相談室、あわらキャンパス保健管理室および学生相談室、かつみキャンパス保健管理室および学生相談室という。

４　各保健管理室に保健管理室長、医師の資格を持つ教員または医師、保健師または看護師の資格を持つ事務職員、精神保健カウンセラーその他の職員を置き、各学生相談室にキャンパスソーシャルワーカーその他の職員を置く。

５　各保健管理室の室長は、副センター長をもって充てる。

６　キャンパスソーシャルワーカーは、必要に応じ、教員をアドバイザーとして相談支援に関する助言を受けることができる。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、保健・学生相談センターの組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年１１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。